



東京税理士会日本橋支部会報

第105号

平成17年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

発行人 支部長 河原 邦文

編集人 副支部長 浅野 汜子

印刷 (株) 税 経



佐渡能楽の里「美也古扇」

謹賀新年

本年もよろしくお願いたします

平成17年元旦

東京税理士会 日本橋支部

支部長	河原 邦文
副支部長 (総務部長)	成田 一正
〃 (研修部長)	中島 美和
〃 (広報部長)	浅野 汜子
〃 (組織部長)	池上 悦次
〃 (厚生部長)	吉村 博一
〃 (綱紀監察部長)	高橋 保
〃 (渉外対策部長)	池田 明治

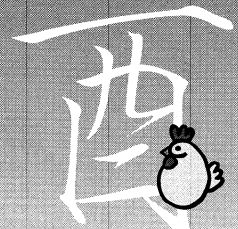
東京税理士会

理事	浅見 達雄	(支部選出)
〃	木下 純一	(支部選出)
〃	岡田 昇	(支部選出)
〃	荒木 慶幸	(支部選出)



年頭のご挨拶

支部長 河原邦文



新年明けましてお目出とうございます

昨年を振り返りますと日本は夏の猛暑と台風の上陸も多く、新潟中越地震と自然災害が多発し、環境破壊からくる「災」なのでしょうか、師走の26日にインドネシアのスマトラ沖地震の津波で23万人超もの犠牲者がでる惨事となりました。世界規模で異常気象が起きております。

支部では、この1年大過なくすごすことが出来ましたことに感謝致しております。

今年の支部活動については、

1・消費税の対応

平成15年消費税の改正で、免税事業者の課税売上高が3000万円から1000万円に免税点が引き下がり、課税事業者が204万人に大幅増加致します。

そこで混乱が起きないように小規模事業者の簡易課税制度の選択及び課税選択については、届出制を廃止し申告時に選択する方法に変更する改正を要望します。

2・税務援助の対応

日税連から「新時代における税務援助のあり方」が具申され、それには小規模納税者に対する税理士法の定めにより実施する税理士の社会公共性（税務援助事業）と税理士会の自主的施策として実施する税理士の社会貢献（税務指導事業）の二本柱で税務支援がなされます。

東京駅の動輪広場での広域還付センターへの派遣、2月20日、27日の両日曜日に東京国税局での確定申告相談の派遣、2月23日の税理士記念日での三越の税務無料相談、3月1日から11日迄支部事務局での確定申告無料相談を実施致します。

税務支援につきましては、会員の皆様のご支援ご協力がなければ出来ませんので宜しくお願い致します。

3・電子申告・電子納税の対応

昨年6月より、国税の電子申告、電子納税等の開始届出書の提出が実施されておりますが会員の対

応がにぶいようです。

支部としては、国税の電子申告と今年の8月より地方税の電子申告の実施にともない、なじむように研修会を開催し普及に努めてまいる所存です。

4・商法改正の対応

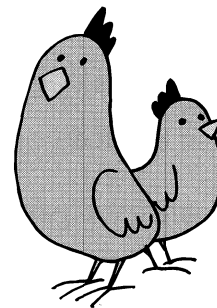
法制審議会で「会社法制現代化に関する要綱案」が決定されます。

要綱案では、税理士等の有資格者は、取締役等と共同して計算書類を作成し株主総会における説明、計算書類の保存、開示を職務とする会計参与制度を新設することが提案され、通常国会に上程され商法が改正になりますので対応が必要です。

5・今年は選挙の年です。東京税理士会の役員選挙が行われる予定ですので支部会員の皆様は棄権しないで下さい。

支部事務局が投票場ですので忘れずに投票して下さい。

本年も会員の皆様の飛躍を祈念し、良き年であることを心からお願い申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ



日本橋税務署長 和田睦男

新年あけましておめでとうございます。平成17年の初めに当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

河原支部長をはじめ、役員の方々並びに会員の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

特に、確定申告期や税を考える週間における無料相談では、格別のご配慮をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、高度情報化・国際化の進展、経済取引のめまぐるしい変化など、経済・社会の構造の変化により大きく変わってきており、税務の仕事はますます複雑かつ困難なものとなっています。このような状況の中、昨年は、税務行政におきましては、e-Taxの導入、改正消費税法の施行と大きな試み、変化があった年でした。

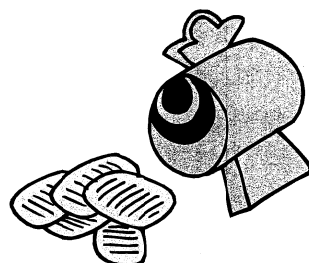
年が明けまして、間もなく所得税・贈与税・個人事業者の消費税の確定申告時期を迎えますが、本年も、先生方には、無料申告相談をはじめ多岐にわたりご支援・ご協力をいただけますことを大変心強く思っております。

今年も、2月の20日と27日の日曜日に、一部の税務署を除き閉庁日対応を行います。日本橋税務署につきましては、東京国税局会場におきまして相談等を行います。

また、本年は、東京局としては、e-Taxが導入されて初めての確定申告を迎えます。e-Taxの早期普及・定着に当たって一番有効な方法は、私ども職員も含め、まずは自分で体験してみることではないかと思っております。是非、今度の確定申告で、ご自分の申告や納税においてe-Taxを利用いただき、その利便性を体験していただいた上で、関与先の納税者の方々に勧めていただきたい、と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

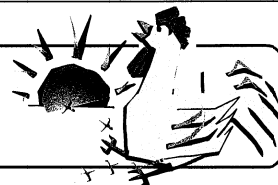
更に、来年の確定申告には、改正消費税法による事業者免税点の引下げにより、新たに課税事業者となる個人事業者の方々の消費税確定申告書の提出が始まります。これに先立ち、改正消費税法の制度の円滑な定着に向けて、皆様方をはじめ関係民間団体等から理解と協力を得ながら消費税法の改正内容等について周知を図り、納税者の方々が適正な申告ができるよう、広報、相談、指導の各種施策を実施し、その円滑な執行に努めてきたところではありますが、その円滑な執行には、皆様方のご協力が不可欠であります。是非、関与先の納税者の方々に對し、適正申告に向けたご指導をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、新しい年が、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄の年となりますよう、祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



年男・年女

新春随想

手書きからコンピューターへ
私の税理士人生

大 舘 彰

私が初めて、税理士の事務所を開いたのは昭和29年4月でした。それより先に昭和26年より日本橋蛸殻町に事務所を開設しておられた加納清先生に師事しておりました。私の最初の事務所は中央区西八丁堀でしたので、京橋地区に所属していました。それから事務所は3度移転し、現在は日本橋本町1丁目で仕事をしております。思えば独立して事業を始めてから51年がたちました。その間仕事のことでもいろいろありました。

先ず記帳でございますが、仕事を始めた頃は、すべて、手書きで、出納帳、総勘定元帳を記載し、試算表を作るのに苦しんだものです。それが時代が変わり、ワンライティングシステムという記帳法が一部ですが行われるようになり、大変便利になりました。然しそれから間もなく、コンピューター時代になり更に大飛躍致しました。かえりみて、法人の土地譲渡に於ても計算機なら、すんなり計算できますが、そのような土地の税制ができた頃はすべて、ソロバンで計算したので按分計算はかなりの時間を要しました。

なお、ワンライティングシステムに於てもこのような計算には特に力を発揮することはありません。このシステムは帳簿の記帳の省略であり、試算表作成時に貸借が合わないということが原則なくなったということです。それと比べると電子計算機では一度打込みをすると、帳簿は言うまでもなく記録され会計資料である試算表その他の資料も自動的に印刷されます。誠に記帳技術において隔世の感があります。今までの手書きで帳簿を作っていたとき、記帳の誤りを致しますと、試算表の貸借が合わなくなります。そこで誤りを正さなくては正しい記帳ができなくなります。

然しコンピューター会計では一度の打込みですべて終るようなシステムですので、打込の誤りを

自動的に発見することはできず、この事には良く注意しなければなりません。とは言え現在コンピューターを除いては考えられません。然も申告そのものも電子申告の時代に入っています。

然しかえりみて私自身はいたずらに馬齢を重ねておりますが、今年は84歳の年男です。会員の皆様におかれましては今年も良い年でありますようお願いしております。



これからどうする

中 島 重 敏

税理士業務50年、開業当時は税理士と言えば税務署O.B.というのが社会一般の認識でしたので、名刺を出すと珍しがられたものです。

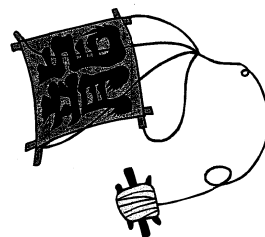
7回目の年男になりますが、先日新聞で次のような記事を見かけました。

(ケニアのキマニ・ンガンガ・アルゲさんは84歳。ギネスも認定した世界最高齢入学の小学校1年生だ。「家族のような子供たちと勉強できて、とても幸せだ」大学を卒業し獣医師になるのが夢という)

今年の私の同じ歳が出発点だ。

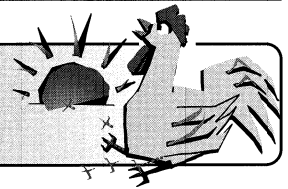
これからどうしようかと考えさせられました。

ところで総務省の発表によれば酉年生れは推計943万人、総人口の7.4%、12支中で最も少いそうです。今後も頑張ってこれ以上減らさないよう長生きしなければならないでしょうね。



年男・年女

新春随想



過ぎ来し方を想う

浅野 汜 子

あけましておめでとうございます。

年女となる新年を迎え、新たに人生を顧みて自らの人生の集大成がみえてきました。

私の年代の酉年は戦前（太平洋戦争）から現在に至るまでの日本の移り変わりを子供から大人の目を通して見てきました。

長閑な幼き日々、開戦の恐怖、日々に欠乏する食料、戦後一面焼け野原の東京の姿そして急速に発展する様々をしっかりと記憶してきました。

集団疎開で只々空腹で、幼い頭の中は食べ物の事で一杯でした。その時の後遺症で、いまだにガツガツしています。

昨日まで「鬼畜米英」と教えられた国が食料や物資を贈ってくれる親切な国だった戦後の戸惑い。

わずか一年半の集団疎開から帰って見た緑豊だった駒込の屋敷町は焼野原と化していました。

上野駅地下道には戦災孤児が溢れていました。その年の10月に公報が入り私は大好きだった父の「硫黄島」玉砕を知ることになりました。

父の戦死で私の人生は大きく変わりました。

終戦の翌年、私は憧れのミッションスクールに入学し女学校生活を満喫していました。

亡父の希望でもあった医者になるべく勉強にスポーツに励んでいましたが、やがて父の戦死が現実のものとなってきます。

当時病身の母に代わって北区役所に勤務していた祖母に頼まれ、病身の母と幼い弟妹の為、進学をあきらめて働くことになりました。

京都系の「種苗会社」に就職して実に多くの経験をさせて頂きました。

コピーのない時代の輸出入書類のタイプ、小売卸売書類の違い、社長が参議院議員で議会中の参議院会館での詰、私邸での接待、留守番などこの会社での経験が後に税理士に成って大いに役立つ

ことになりましたが、当時は知る由もありません。

中年から簿記の勉強を始め「日商簿記1級」合格し税理士受験挑戦となりました。

当時中央経済社の条文を簡条に丸めてラッシュの電車の隙間で、条文を読みあさり夜中の12時～午前3時がまとまった勉強時間であり、本当に死ぬのではと思うくらい勉強しました。

勤務、主婦、学校と時間的余裕の全くない過酷な状況のなかでも、一度も勉強を止めようとは思わず頑張れたのは、若い日の進学出来なかった悔しさがバネになったと思われます。

12月に合格発表があり、2週間後のお正月に祖母が倒れ寝たきり状態になりまさに危機一髪で税理士を逃すところでした。

税理士登録してまもなく友人から会社創立の話が相次ぎ、どんな業種でも対応でき、困った覚えがなく今までの苦労は全部この日の為にあった事を知りました。

税理士になってよかった収穫は、

- 1 企業の経営者など素晴らしい方々に逢えたこと
 - 2 主婦、男性社会、経営者等さまざまな人生を経験出来たこと
 - 3 お仲間の先生方のご指導をはじめ、旅行、会食等多彩な人生を歩めたこと
- だと思います。

日本橋支部に登録したおかげで、よき先輩先生方に恵まれ最近では若い先生方にも甘えさせていただき、支えられて今日の私がある事を感謝せずにはられません。

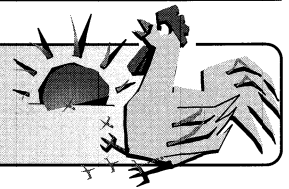
年女を迎え、大まかな人生のストーリーが見えてきました。終わりよければすべてよしとか、山あり、谷ありで、幸福な人生だと思っています。

あえて付け加えさせて頂ければ、たしか「命がけ」とプロポーズされた筈ですが、4歳年下の夫とはお互い共に遺児であるために、家庭内の夫婦のあり方がよく解らず未だに模索中で、飽きてる間が無く2月に45周年を迎えます。

この先は健康第一によりよき人生を送りたいと願っています。

年男・年女

新春随想



60歳の節目に当たり

高木 武彦

明けましておめでとうございます。

年末に広報の鈴木先輩から、来年は年男に当たるので何か書いて欲しいと言われまして、最近感じたことをそのまま書いてみました。

年男といえば、12年を周期とする人生の節目になる訳ですが、まだまだ5回目であり、過去の出来事を振り返って歴史的に見る程のものはありませんが、この60年の間、就職、結婚、子供の誕生等平凡ですが自分にとっていろいろと節目となる出来事もありましたが、やはり一番大きな節目となる出来事となると、一昨年7月にそれまで40年勤務した国税の職場を退職したことでしょうか。そして第二の人生として、この日本橋支部で税理士事務所を開業させてもらったことになろうかと思えます。お陰様で健康で、大過なく、勤めていた職場を卒業できたことをあらためて、まず家族に感謝し、そして職場での先輩、上司、同僚、後輩そしていろいろな場で接して、支えていただいた多くの方々に心から感謝したいと思います。

ところで、最近、人生の節目に当たっているからかどうか分かりませんが、物事に対して淡泊というか、やや消極的になってきたというか、もっと向上したいという強い気持ちが希薄になってきたように感じておりましたが、この60歳の節目に当たり、これではいかんなあと。せめて平均健康寿命（日常生活を自立して行える期間で活動的平均余命ともいいますが、WHOが2003年に発表した日本人の平均健康寿命は男性が72.3歳で女性が77.7歳だそうです。）までは身心共にしゃきっと充実して頑張らなくちゃと思い、気分一新する意味でもこれからは感動旅行をしようかと思っております。というのは最近、旅行ですごく感動することが二度ありました。

感動の一つは、2年前の5月、新緑の頃でしたが、

福井県の吉峰寺（永平寺の奥の山中に在って道元禅師が永平寺を開く前に修行をした寺）に行った時の事です。この吉峰寺は、私が高校時代の夏休みに同級生と二度合宿した寺でした。毎朝、境内を清掃したり、座禅を組んだり、コンニャクの入ったカレーライス等の食事を作ったり（余談ですが、道元禅師は精進料理にも関係が深くて典座教訓という書物に料理をする人の心構えとして、喜心、老心、大心という三つの教えを書いております。）思い出が一杯でした。40年振りに訪れた時のあの感激を今でも忘れられません。もちろん住職さんとかは変わっておられましたが、境内の佇みや、樹々等その空気は当時のままで、青春時代の純真な気持ちとパワーのようなものが湧いてきたような不思議な感動を与えてくれました。

そして、もう一つの感動は、去年の夏、初めてアメリカ旅行し、モニュメントバレー、プライスキャニオン、ザイオン等へ訪れた時の事です。空の色と大地の色の素晴らしいコントラスト、アメリカ大陸の壮大さ、地球の断面というかその風景のすごさ、驚きはまさに筆舌に尽くせない身震いするような感動を与えてくれました。

さあ、これからどこへ行こうか。青春時代に訪れた地にもう一度足を運んでみようか。そして、未知への地で新たな感動を求めに行こうか。新年の初夢に終わらないように是非実現したいと思っています。



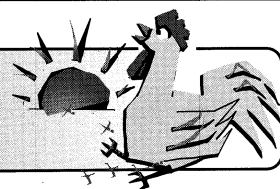
干支に思う

古賀 裕人

年男といわれても、自ら馬齢を重ねてきたことを指摘されているようで、打ちのめされるばかりである。私のような者が書いてみたところで、読んで面白くもなければ、為になるわけでもない。浅学非才が証明されるだけに過ぎない。こんな私のように単に月日が巡ってきただけの者が書くよりも、事務所を開設されたり移転されたりしてか

年男・年女

新春随想



ら何周年といった先達に、それまでの苦労とこれからの展望などを伺う方が余程為になろうかと思うのであるが、如何なものでしょうか？

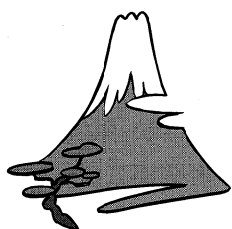
しかしながら、何でもいいから書けという青税の大先輩からの依頼なのだから、如何とも抗し難い。愚痴はこのくらいにしておこう。

干支と言われても、日常においては、ほとんど意識することがない。年賀状を準備する時期ぐらいではないだろうか？ しかも、干支とはいいいながら、思い浮かべるのは「子丑寅..」の十二支ばかりである。「甲乙丙..」の十干の方はといえば、もはや「いろは..」と同じような順番を表す助詞としての意味しか持ち得ていない。十干には、干支としての機能は、もはや失われているかもしれない。

十二支は、一巡りで12年なので大変判りやすい。十干の方は一巡り10個なので、十二支と組み合わせて60年で一巡りとなる。これは、12と10の最小公倍数が60となるからである。

従って、干支が判れば、60年の精度で年代を特定できる。石造古蹟や歴史書には年月日と共に干支が記されており、年代の特定に役に立つ。

歴史的事件には、大化の改新や応仁の乱といった具合に、元号が付される例が多いようだ。そこで不思議なのが、戊辰戦争に西南の役である。明治期に2度の内戦があったわけで、呼称に困ったのであろうか？「前明治の乱」に「後明治の乱」といった具合にはならなかった。戊辰戦争の戊辰は、干支の「つちのえたつ」を表している。一方の西南戦争はというと、戦争直後は「丁丑（ていちゅう）之変」と干支の「ひのとうし」で呼ばれていたにもかかわらず、現在の方角を表す呼称が一般的となっている。戦域が限定的であったせいであろうか？



己を見つめて

秋元 淳一

年男、丁酉（ひのととり）か、今まで特に考えた事が無かった。この機会に立ち止まって、自分を観察することにする。

外見的には、少し髪の毛が薄くなってきた。運動不足のせいか中年太りになった。そう言えば、少し身体を動かしたほうが良いといわれることが多くなってきた。「朝、早起きをして散歩をしたら気持ちがいいぞ」とよく言われる。しかし散歩をするには、必要なものが“一つ”ある。犬である。犬がいないと“ただの不審者”になってしまう恐れがあるのだ。中々散歩も大変である。

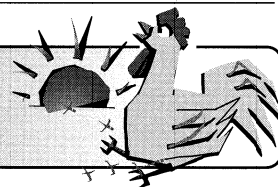
これでも就職するまでは、いろいろなスポーツをやってきたのだが、なにしろこの業界、休みが取りづらい。スキーにいたっては、スキーシーズンが一番仕事の多忙期、何時しかスキーをしなくなってしまった。しかし健康はやはり心配なので、スポーツジムに通うことにした。

次に、仕事のほうに目を向けるとどうだろうか。毎年、現状維持を心がけているが、中々これがどうして大変である。現状維持をするには、時代についていかななくてはならない。自分自身の中で少しも昔と変わらないと意識が出来ていれば、時代についていっていると考えられる。自分が昔と変わったと思えば、それは時代についていけていないか、或いは時代の先をいっているかだということである。携帯メール、パソコンが出来て当たり前の世の中。ワード、エクセルなど、いつの間にか知らない機能が追加されている。そのうち、納税者が当たり前のように、電子申告・電子納税を口にすることだろう。

今年は、現状維持から少しだけ前を歩けるように行動したいと願っている。その為の一つだけ、すぐにでも改善したいと自覚をしていることがある。それは、整理整頓。単純なこと、簡単に出来

年男・年女

新春随想



ることほど、中々出来ないものである。なぜなら私の意識の中でいつでも出来ると安易に考え、実際は後回しにされ置き去りになってしまうからだ。これはすぐにでも改善できるし、改善しなければならぬ。とりあえず2月に事務所を移転するので、新事務所では必ず“整理整頓”をすることにしよう（少しだけ先に延ばします。）。

ところで、私は丁酉（ひのととり）。いったいどんな「鳥（鶏）」なのだろうか。



半世紀早い「私の履歴書」

滝口 利子

皆様 明けましておめでとうございます。

新年というのは、清々しいもので、年女となれば一層です。12歳にどんな指数を乗ずるかで年がバレてしまうので、このような原稿を書くのは堅くお断りしたかったのですが、浅野先生から直々のご依頼とあれば、話は別で快く引き受けさせて頂いた次第です。

前置きはさて置きまして、「私の履歴書」を書くのは半世紀ほど早いのですが、今までのことを反省も込めて少し振り返ってみます。当然、活字にできない部分はございますが、この点は大胆に削らせて頂きます。

生い立ちとしましては、会計事務所を経営する両親のもとで育ちました。会計事務所は、人が喜んでいるのを目の当たりにしているものですから、税理士になりたいと考えたことはありませんでした。

しかし、父にもしものことがあると困るので、税理士の受験だけは覚悟しました。そもそも動機が不純なので苦労をして税理士になれたときには、精魂使い果たし、他の仕事にチャレンジする気力はなくなったというのが正直なところでした。

しかし、誰の為でもない自分の人生と気を奮い立たせました。「どんな税理士になりたいのか。」この問いを21年問い続けてきました。まだはつき

りと像が見えたわけではありません。「HOW TO」ではなくて、「そもそも法律は?税法は?経営は?」素人なので、回り道ばかりしています。でも、勉強しなくてはと、あちこち顔をだしたりしていますと、出会いがありました。私と同じ税理士とは思えないくらい素晴らしい人たちと知り合うことができました。本来お勉強は苦手で、しているフリが上手なのですが、あれもこれも分かりませんというものはずかしいので、少しはきちんとやらなくてはと思っています。

さらに最も私に不足しているのは、充実した自由時間の過ごし方です。いろいろ手は出しても、心から熱中していません。感動ができることを目下探している最中です。暇つぶしでなく感動できることを作りたいと思っています。

以上好き勝手に書かせて頂きました。やはり「私の履歴書」には半世紀早いですね。



日本橋で三代目として

住田 直子

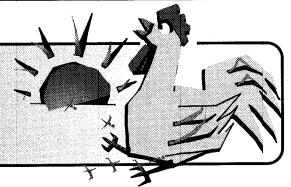
昨今の日本橋再開発で、COREDO日本橋や三越新館オープンや来年完成予定のマナリンオリエンタルホテル等、日本橋も東京の中での新しいトレンドスポットとなりつつあります。

そんな中、お世辞にも近代的とは言えない建物が弊事務所のビルです。弊事務所は、私の祖父住田金作が昭和3年に開業し、その後私の父住田光生が2代目として事務所を拡大し（まだ現役で頑張っておりますが）、現在開業77年、私が3代目として事務所の仕事に携わっております。

会計事務所も時代の流れとともに顧客層や顧客へのサービスも変化しつつあると思います。弊事務所では開業当時のクライアント（創業100年以上の老舗もあります。）から現在は外国のIT企業の日本支店までバラエティに富んでおります。中でも外国企業の日本進出に伴う個人会計事務所への依頼が多くなっております。

年男・年女

新春随想



アメリカでは2001年のエンロン不正会計事件を機に、コーポレートガバナンスの強化からサーベンスオクスレー法（SOX）と呼ばれる企業改革法が制定されました。この法律により、会計事務所の業務の独立性が問題となり、現在はひとつのクライアントに対して各業務における会計事務所の役割分担が必要となってきております。弊事務所の新しい海外のクライアントは、このSOXにより大手会計事務所（Big4）では独立性の問題により扱うことが出来ない業務を担当しております。SOXの強化により、今後いわゆるBig4では処理出来ない業務を中小の会計事務所が担当するケースがかなり増えてくると思います。

日本橋と言う土地柄、弊事務所では多くの老舗企業をクライアントとしておりますが、今後はより幅広い業務展開を進めて、あと23年後の事務所創立100周年を無事に迎えたいと思います。その頃は5回目の年女を目前にしているのかと思うと今からぞっとします。



私の歴史 第1章

小山 剛史

日本橋支部会員の皆様、明けましておめでとうございます。

今回、年男という記念すべき機会に、この場をお借りし、自己紹介を兼ねて「随筆」を書かせていただきます。

私も今年でもう36歳になります。「もう」なんて表現を使うと諸先輩の方々に怒られてしまうかもしれません。

私がこの会計の業界に入ったのは、平成2年10月になります。今年で晴れて15周年を迎えることになります。当時はまだ学生という肩書きがあったためか、就職活動の代わりぐらいにしか考えておらず、この業界に対する知識もまったくない状態でした。ただ、資格でもとれば何とかなるかなぐらいのことしか考えておりませんでした。

最初は、監査法人に所属し「会計監査」という業務を行っていました。大規模会社を中心に、監査補助者として日々、研鑽を務めてまいりました。

平成8年7月、比較的監査業務にも慣れたころ、将来の自分の姿を考え、このまま監査業務をしていくべきなのか、ふと考えるようになりました。大規模会社もいいけど中小会社を中心とした税務業界というのも覗いてみたくなり、勢いよく独立開業という形で飛び出してしまいました。

本来であれば、税理士事務所に所属し、しばらく税務業務を勉強することも考えたのですが、生意気にも自分1人ぐらゐの生活だったら何とかなるだろうぐらいの感じで独立してしまいました。しかし、現実にはそう甘くは無く、豊島区の自宅（賃貸アパート）を事務所兼用にして何とか、食べていくのが精一杯でした。税理士業務は、会社経営者の方と直接お話する機会が多く、スタッフの1人として働いていた監査業務とは異なり、厳しい反面、やりがいも感じるできるようになりました。

そうこうしているうち、平成11年に自宅兼事務所を日本橋蛸殻町に移し、この日本橋支部の先生方に初めてお世話になることになりました。

初めて、日本橋支部の先生方にお会いしたい時、日本橋支部には厚生部というものがあり、その中にいくつか運動部があると言われ、最初に野球部に勧誘されました。特に野球がうまいという訳でもなかったのですが、知り合いの先生もおらずちょっと寂しかったので、とりあえず、1度だけ参加させていただきました。その時、いろいろな先生方と知り合うことができ、それ以来、練習には参加していないのですが、貴重な機会を与えてくださったことに感謝しております。

次にテニス部の練習に参加させていただきました。今回も1度だけの参加になってしまいましたが、その当時、友人たちと月に2、3回草テニスをしていた関係から、何とかかなるかなと思ったのですが、それも考えが甘く、レベルの違いを見せつけられてしまいました。その時に、今回の随筆のお話をいただいた佐々木先生と知り合うことができました。それが運命の出会いだったのかもしれませ

ん・・・何の運命?

さらに平成13年1月、事務所を移転し、日本橋人形町にやってきました。ここでは若干のパート職員を雇うこともでき、やっと腰を落ち着ける場所が見つかったような気がします。

私の歴史第1章は、今のところここまでです。続編の第2章は、また12年後機会がございましたら、ご報告させていただきます。

これからの税理士業界は、バブル崩壊に始まったクライアント数の減少、規制撤廃による自由価

格競争、税理士法人化への組織・大規模化等、非常に厳しい環境にあると考えます。これからもっと積極的に努力していかなければ、次の第2章はありません。今後も、日本橋支部の諸先輩、諸先生方の力をお借りしながら、日々努力していきたいと考えております。

この場をお借りして、今までのご指導・ご鞭撻にお礼を述べさせていただくとともに、これからもよろしくお願い申し上げます。

研究 論文

寄附金の損金不算入について

～寄附金課税制度を糺す～

田村 慎太郎



はじめに

バブル崩壊後、未曾有の大不況となり企業の存続にあえいだのは中小企業だけでなく超マンモス企業も同様である。代表的な例としては、巨額の不良債権を抱えた大銀行、その直接的な原因を作ったと言われる旧住専や大手スーパーなどである。これまでは、これらの大企業については、倒産とか再生などといったことは、まずあり得ないことであり、不況になれば倒産するのは、支援の乏しい中小企業や自営業者ばかりであった。しかし、バブルが崩壊してからは、様相が一変して大企業、大銀行にも経営不安の連鎖が広がった。

金融機関の破たんや不良債権の処理のためには「世界の金融システムを揺がす恐れがある」とかで、何十兆円という公的資金の投入が行われており、また、巨額の債務を抱えて苦しむ大企業に対しては「社会不安を生じさせる恐れがある」という理由で、銀行の債権放棄、政府による産業再生法等の特別法の適用などで救いの手を差し延べている。

しかし、一般企業、特に中小企業については、原則論の“自らの判断と責任で対処すべき”との立場が崩されていない。万やむをえない場合として、親会社の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行う、合理的な再建計画に基づく無利息貸付け等のみが損金として認められることとなっているが、その他の“支援”については寄附金として課税されているのが現実である。また、巷間

で「大企業はどんな手段を使ってでも助けるけれども、我々のような中小企業は、なにかすると寄附金として課税されるのだから全く不公平だ」ということもよく耳にする。

その上、私自身もつい最近、顧問先の税務調査で親子会社間の取引について“歯牙にもかけないような事”を寄附金の問題として提起され、当局の考えを変えさせるのに大変に苦労した。

そこで、敢えて寄附金課税制度について考察してみた。

1 寄附金の意義

まず、寄附金の意義を明らかにしたい。というのも、税法、通達において「寄附金」という言葉が多用されているにもかかわらず、寄附金そのものの定義規定が税法に定められていないからである。

(1) 民法における意義

広辞苑によると「寄付」とは、公共事業又は社寺などに金銭・物品を進んで出すこと。「贈与」とは、人に物を贈ることとなっており、一般的には金銭や物品を一方的に与えることを寄附金と言っているようであるが、法律上はというと民法第549条の「贈与とは、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾することによって成立する契約」ということになる。言い替えば、無償の片務契約である。

(2) 法人税法における意義

税法に初めて寄附金の規定が設けられたのは、昭和17年の臨時租税措置法第1条の16である。それによれば「法人ノ為シタル寄付金（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）中命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ超過スル部分ノ金額ニツイテハ（略）之ヲ損金ニ算入セズ…」となっている。しかし、ここでは寄附金そのものの定義は定めておらず、実務面において寄附金の意義についてどう考えられていたかという、創設時の通達（昭和17年9月26日付主税487号）の「寄付金トハ一方ガ相手方ニ対シ任意ニ而モ反対給付ヲ伴ハズシテ為ス財産的給付ヲ請フ」が基本的な考え方となっている。この考え方は昭和40年の法人税の全面改正へと引き継がれ、間接的に寄附金を意義付けるものとして現在の法人税法第37条第7項及び第8項が設けられた。従って、税法上の寄附金の意義は、創設時の基本的な考え方と変わっていないといえる。

2 寄附金課税制度の沿革（主要なもの）

- (1) 昭和17年前においては、寄附金は法人の所得の金額の計算上損金の額に算入されていた。
- (2) 昭和17年度
臨時租税措置法により創設
 - ① 寄附金のうち国防献金及び恤兵金については全額損金の額に算入する。
 - ② 法人の資本金額の区分に応じ、次に掲げる損金算入額の算式（略）により計算した金額を損金の額に算入することとした。
 - ③ 適用事業年度は昭和17年4月1日から昭和21年3月31日までの終了事業年度
- (3) 昭和21年度改正（租税特別措置法として）
 - ① 国、都道府県及び市町村に対する寄附金は全額損金の額に算入する。
 - ② 損金不算入額の算式の改正

$$\text{支出寄附金} - \left\{ \left(\text{資本金額} \times \frac{2.5}{1,000} \right) + \left(\text{所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2} = \text{損金不算入額}$$
 おおむね現行制度とほぼ同じ内容になった。
- (4) 昭和22年度改正
法人税法への組入れが行われた。
— 略 —
- (5) 昭和40年度改正
法人税法の全文改正が行われるとともに、次の点が明確にされた。

① 寄附金の間接的な意義付け

寄附金を通常の営業経費には属さない資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与として把握するとともに、その金額は時価によることを明らかにした。

② 利益処分により経理をした寄附金の損金不算入

③ 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）に対する寄附金で全額損金となるのは、その行政目的のために直接供する施設に充てるためのもののみ

④ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び試験研究法人等に対する寄附金の損金算入は、確定申告書に記載された金額を限度とする。

(6) 平成14年度改正

① 法人税法第37条第2項の追加

単体申告をする法人が、連結グループ内の法人間で寄附を行った場合の寄附金については全額損金不算入とされた。

② 法人税法第81条の6（連結事業年度における寄附金の損金不算入）の創設

3 寄附金課税の趣旨

(1) 法人税法第37条の趣旨

① 昭和17年の臨時租税措置法の改正により創設された当時の理屈が「近時、会社の為す寄付金が著しく増加傾向を示している。従来、寄付金に対する税務の取扱はこれを損金としていたのであって、租税が軽率であった時代は特にとりたてていふ程に足らなかったのであるが、現在の如く租税負担が相当重くなった場合……（略）、時下国庫の収入の財源を失ふ虞れがある。只従来これを損金として取扱って来た沿革上、直ちに寄付金全額を損金と認めないこととすれば、会社の租税負担に相当急激な変動を与えることとなるから、一定の標準に依って算出した金額を超えて為したる寄付金の超過分の金額に付ては、これを損金に算入しないこととせられたのである。」とされているところからしても、先ず、国庫収入の財源の確保にあったといえる。この考え方は、現在の寄附金課税の規定にもそのまま引き継がれているようである。

② 次に、法人税法の全文改正がなされると

ともに課税理論も見直され、法人税法第22条に費用収益対応の原則が明確化されたことから、寄附金のように法人の自由意思により支出金額等が決められるものはなじまない面があり、しかも、対価性及び業務関連性の薄いものの損金算入を認めることにすると、国が租税の減少することによって肩代りしたと同様なこととなり、負担の公平を欠くこととなるということである。

(2) 法人税法第81条の6の趣旨

連結納税の下で寄附金の損金不算入限度枠を設けるということになると、この損金算入限度枠を利用することにより、連結法人間で自由な所得移転が可能となり、連結法人間で欠損金や繰越欠損金の実質的な移転あるいは所得控除や税額控除の限度枠の実質的な移転を行うなど、連結納税における連結欠損金の繰越控除制度や所得・税額控除制度の仕組みが形骸化する恐れがあるということから全額損金不算入としたと言われている。

4 〈判例研究〉

少し古い判例ではあるが、寄附金（特に親子会社間の経済的な利益の供与）について、租税回避に当たらないとした重要なものと思われるものがあるので、これについて分析を加えてみた。

（事実関係の概要）

- (1) 原告のS社は、織物・繊維等の販売及び貿易を目的として設立され、訴外会社は、繊維・成品の販売を目的として設立された会社で、共に同族会社である。両者は親子の関係にある。
- (2) S社は、訴外会社（以下「T社」という。）の事業達成を援助する目的で期間を3年間に限って4,000万円を限度として無利息融資する旨の契約を結んだ。
- (3) S社は3年経過後、T社が返済できないときは年7分の利息を徴収するものとしていた。その理由は、本来利息は徴収すべきであるが、3年間はT社の業績が芳しくないであろうとの判断に基づくものであった。
- (4) S社は融資事業年度にかなりの借入金があり、その額は147百万円、これの利息は13百万円の多額となっていた。
- (5) S社は借入金のうちからも随時、相当な額をT社に無利息で融資していた。

（国の主張の概要）

- (1) 原告のS社は、融資契約当時に利息を徴収する必要性の認識を持っていたのに、発足したばかりの子会社たるT社の立場を考慮し、別段の反対給付を全く期待しないままに、専ら友好的な見地から無利息とした。従って、通常収入すべき利息相当額の経済的利益を無償供与したものであり、営利法人が無利息融資するのは、合理的な経済人のすることではない。
 - (2) T社は、公表利益を計上しその利益処分として年10%の配当を行っており、T社は設立の当初から利息の支払の出来ないような資産状態ではなかったので、S社が無利息としたことに合理的な理由がない。
 - (3) 本件融資は、T社が予定していた資金借入が不能になったことでS社が金融機関に代って貸付を行ったものであり、このことは親会社の子会社に対する育成融資というよりはS社が単に金融機関の代りをしたに過ぎず、無利息融資することにより利息収入を抑止し課税負担の減少を意図したものと認められる。
 - (4) 法人税の基本的な立場としては、たとえば100%の親子会社の間であっても課税上の取扱いとは、全く別の独立した他の法人として取り扱っているものであり、本件の融資における利息相当額は、貸主であるS社に収受されていないので、社外流出した経済的利益の無償の供与であり寄附金にあたる。
 - (5) 以上要するに、原告が無利息としたことは、法人税の負担を不当に軽減することを意図したものでないとしても、経済合理性を全く無視したものであって、法人税の負担を不当に免れる結果になるので、損金処理したわけではないが、税法上は損金に算入したものとみなされる関係にあるから、寄附金と認定する。
- （裁判所の判断）

本件無利息融資は、租税負担を不当に回避し、または軽減する意図に出たものとも経済的合理性を全く無視したものと認められないから、租税回避行為にあたるものとはいえず、その無利息の約定の私法上の効力を税法上否認すべき理由はないので、無利息で融資したことにより租税が軽減された結果となってもそれは不当なものとはいえない。

(裁判所の判断についての理由)

- (1) そもそも、S社は子会社のT社に対して無利息の約定で融資を行っている。従って、「私法上の利息債権」が発生していない。つまり、S社はT社から利息を取っていないのであるから、法人税法でいう収益を得ていないことになり、課税すべき法人税法第37条第8項の「経済的な利益の供与」がなく、無償の供与もないということになる。

- (2) 親会社のS社が子会社のT社の事業育成を援助して「早期の利潤の還元を得ようとしたもの」であって、このことは企業としての利潤追求の手段に過ぎない。従って、租税負担を回避し又は軽減しようとしたものでないと認められる。

- (3) 営利法人として経済合理性を無視して行ったことになるか。

- ① T社を設立したのは、業界の機構改革や流通機構そのものの改革にそなえて、S社が販売する商品を製造、販売する部門を子会社化したものであるから、T社の業績が伸びると、それに伴ってS社からT社への原料の納入も増加してS社の利潤が上がるという関係がある。

- ② T社は設立事業年度において約11万円の欠損となっていたので、融資に対する利息を支払う経済的な能力は必ずしも十分であったとはいえない。

これらからすると、S社がT社に行った無利息融資は経済合理性を全く無視したものとは認められないので、営利法人として経済合理性を無視して行ったこととは認められない。

終りに

以上のように、寄附金の損金不算入制度について十分とは言えないまでも考察してきたが、寄附金課税制度が存在していることそのことに、次のような問題が生じている。

- ① もともと寄附金についての確定的な定義が法人税法において規定されておらず、要は①金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与の事実が存在するかどうか、②実質的に贈与又は無償の供与をしたかどうかの事実認定の問題の面が強いので、言いかたが悪いかも知れないが、何らかの合理的な理由さえ備えてさえおけば寄附金として認定さ

れないということが生じる。

- ② 寄附金の支出は、間違いなく純資産の減少をもたらすので、基本的には全額損金となるべき性格のものである。

- ③ 寄附金は、対価性及び関連性が希薄であるからこれを損金として認めると、本来課税すべきはずの税金が減少して国が肩代りしたと同一の結果となり、課税の公平を著しく損なうといわれるが、寄附金を受けた側の法人においては必ず収益として計上されるので、一般的には受け入れた法人において課税される。

問題は、親子会社間などにおける租税回避行為をどう防止するのだが、これについては組織再編成に係る行為又は計算の否認(法人税法第132条の2)及び連結法人に係る行為又は計算の否認(法人税法第132条の3)規定と同様な規定を設けて対応することで一応の解決はみるのではないか。

- ④ 制度の創設の理由を「負担の公平」と「財政収入の維持」とするのであれば、例えば平成14年分の全法人の寄附金支出額からする損金不算入額は1,940億円(平成14年度の税務統計調べ)であり、その税額は、仮に実効税率を40%として算出すると776億円である。

一方、現在、国がバブル崩壊後の「負の遺産」の整理のために産業再生機構を使って行っているものだけでも、直近のもので

- ① ダイエーの再建支援

イ 取引金融機関の債権放棄等	5,970億円
ロ 国の債権の株式化	4,000億円

- ② ミサワホームの債権支援

イ 取引金融機関の債権放棄	2,130億円
ロ 国の債権の株式化等	350億円

がある。これらについては金融機関を通しての支援であったり、産業再生法のようにわざわざ特別に時限立法化して個別企業を再建支援するものであるが、こういった場合のように国が間接的に支援するものはどんなに巨額な支援であってもよくて、一般企業同士の直接的な支援の場合には、経済人としての厳しい経済的な合理性を要求するというのでは、国の立法そのものに合理的な整合性がないとの誹りを受けかねない。

以上のような問題点もあり、制度に絶対ということは有り得ないので、この時期に寄附金の課税制度の存廃について検討した方がよいと思考する。



研究論文

商法の現代化と会計参与制度

岩波 一



1 商法改正の流れと会計参与制度

昭和41年に大蔵省証券局が発表した、監査役を廃止してすべての株式会社に公認会計士監査を導入するという計画案に端を発し、税理士業界では激的な商法改悪反対運動が展開された。

昭和49年、商法特例法が制定され、会計監査人制度が創設された。即ち、資本金5億円以上の株式会社は、計算書類について、定時株主総会前に公認会計士又は監査法人の監査を受けることが義務化された。ここに資本金5億円という一線が引かれ、税理士業界と公認会計士業界との住み分けができ、長かった反対運動に終止符が打たれた。

昭和57年から法制審議会商法部会は、中小会社法制を中心に検討を進め、昭和61年5月に法務省民事局参事官室より「商法・有限会社法改正試案」が公表された。試案では、その第四計算・公開において中小会社の計算の適正性を担保する制度として、会計専門家による「会計調査人による調査制度」と「貸借対照表等の登記所における公開制度」などが提案された。しかし、「正規の監査」以外は認められないとする公認会計士側の強硬な意見や、登記所での公開に対して中小企業団体の反対もあり、意見の調整もつかないまま平成2年の商法改正からこの部分は除外され見送られた。

しかし、国会審議の過程で衆議院法務委員会では、次の点について格段の努力をすべきであるとの附帯決議をしている。

- ① 会社の社会的信用を高めるとともに債権者の保護を図るため、計算書類の登記所における公開制度について、速やかに立法上の措置を講ずること。
- ② 会計専門家による中小会社の計算の適正担保の制度についてさらに検討を進め、関係各界の理解を求めた上、速やかに所要の措置を講ずること。

なお、参議院法務委員会においても同趣旨の附帯決議がなされている。

平成13年の商法改正において、商法特例法上の

中会社（資本金1億円超5億円未満）も定款の定めにより任意に「会計監査人」の設置が出来るようになった。さらに、今回の会社法制の現代化に関する要綱案において、資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満の小会社についても、会計監査人を任意で設置できる案が提示された。この任意の会計監査人制度の需要がどの程度あるのかは別として、税理士会は、圧倒的多数を占める小会社の実態に即した「小会社における計算書類の適正担保制度のスキーム」を提案し、小会社に過重な負担を課さない制度の構築を求めてきた。法務省は、税理士が中小企業の計算書類の作成に関与していることを十分認識した上で、その実態に即したものととして会計参与制度を提示したものである。

2 要綱における会計参与制度

要綱において会計参与制度は、次のように記述されている。

〈会計参与〉

次に掲げる規律が適用される「会計参与（仮称）」という会社の機関を新設するものとする。

(1) 会計参与の設置

株式会社は、定款で会計参与を設置する旨を定めることができるものとする。

(2) 会計参与の資格・選任等

① 資格

会計参与は、公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）でなければならないものとする。

② 兼任禁止

会計参与は、株式会社又はその子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人又は支配人その他の使用人を兼ねることができないものとする。

(注) 会計監査人と会計参与とが併存することとはさまたげられないものとする。

③ 選任方法等

会計参与は、株主総会で選任し、その任期・報酬等については取締役と同様の規定

に従うものとする。

(3) 会計参与の職務等

① 計算書類の作成

会計参与は、取締役・執行役と共同して、計算書類を作成するものとする。

② 株主総会における説明義務

会計参与は、株主総会において、計算書類に関して株主が求めた事項について説明しなければならないものとする。

③ 計算書類の保存

会計参与は、株式会社とは別に、計算書類を5年間保存しなければならないものとする。

④ 計算書類の開示

株主及び株式会社債権者は、会計参与に対して、計算書類の閲覧等を請求することができるものとする。

⑤ その他

会計参与は、①から④までに掲げるもののほか、計算書類の作成等に必要な権限を有するものとする。

(4) 会計参与の責任

会計参与の会社・第三者に対する責任については、社外取締役と同様の規律を適用するものとし（商法266条5項、7項、12項、18項、19項、266条ノ3参照）、株式会社に対する責任については、株主代表訴訟の対象とするものとする。

(5) 会計参与の登記

会計参与を設置した旨及び当該会計参与の氏名又は名称を登記事項とするものとする。

3 会計参与の問題点など

以上の要綱から会計参与とは、株主総会によって選任され、会計に関する専門的識見を有するものとして、取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとともに、当該計算書類を会社とは別に保存し、株主・債権者に対して開示すること等を職務とする株式会社の機関である。その目的とするところは、会計の専門家としての責任において計算書類を作成しその記載の正確さに対する信頼を高め、株主・債権者の保護及び利便に資することにある。また、会計参与は、会社の機関として、会社及び第三者に対して商法266条、同266条ノ3と同様の責任を負うことによって、その適正を担保するものとされる。

以下に疑問点等を列記します。

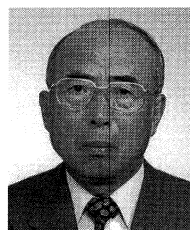
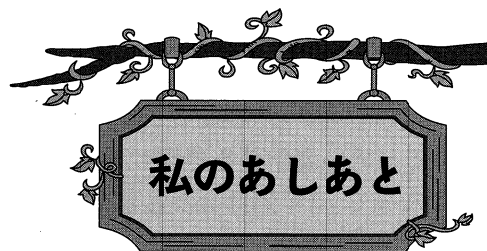
(1) 「共同して」作成することの意義が明確になっていない。会計参与が負うべき職務上の注意義務の内容を明確にしないと、取締役や監査役との責任の範囲が決まってこない。会計参与は、法務省令で定める事項を記載した「会計参与報告書」（仮称）を作成して株主総会に提出することが予定されている。その中で細部のことが決まると思われるが今後の課題である。

(2) 会計参与と取締役等の意見が不一致の場合は辞任するしかないといわれているが、具体的手続きはどうなるのか。

(3) 税理士法人が会計参与として選任された場合に登記される名称は？

(4) 適正な計算書類を作成するための公正妥当な会計基準は？日本税理士会連合会の作成した「中小会社会計基準」でよいのか。

その他細部の疑問点はいろいろあるが、法律が改正されてからの検討の積み重ねで解決されることになるだろう。



無我夢中

廣田 勝國

(少年期)

私は、群馬県館林市近在の農家の七人兄弟の末子として生まれました。

私が生まれた翌年父が他界し、母は乳飲児の私と六人の子供を抱え途方に暮れたと後年聞きました。

七人の子供を育て乍ら農作業に奔走した母の苦労は並大抵では無かったと思います。この地域は、冬になると、“カカァ天下とカラッ風”で有名な西風の吹く関東平野の一角でした。

小学校、中学校をこの地で過しました。

母からは、「曲った事をしてはいけない」と教わりましたが、何よりも朝早くから夜遅くまで働きづくめの母の背中が私達子供にとっては、どんな言葉にも優る無言の教訓でした。

母は私が高校3年生の時に亡くなりました。それ以来私にとって母はいつでも私の身近にいて暖く見守ってくれている気がしています。

(青年期)

事情があって、中学校を卒業すると直ぐ上京しなければなりませんでした。

今は亡き中島益敬先生（当時日本橋支部在籍）の事務所へ中学校の先生の紹介で就職し学校は都立紅葉川高校に入学しました。

最初の頃は、勉強も仕事も余り熱が入らず、もっぱら文学書を読み漁る毎日でした。

その頃は朝早く起き、日中は仕事、夜は学校と下宿先に帰るのは夜遅くでした。しかし、それがその頃は、少しも苦痛ではありませんでした。大学進学も当初は真剣に国文学を専攻するつもりでおりました。ある時先輩に進学について相談したら、一笑に付され、厳しい就職難の時代に国文学とは言語道断将来サラリーマンとしてつぶしが効くように、「政治、経済、法学、商学」等の学部を選択するように言われた。就職できなければ生活に困る事になると思い商学部を選択しました。

明治大学に入って、1年間はほとんど遊んで過しました。

途中で先輩に諭され、初めて学内を見廻しました。その当時の自分とほとんど同じように遊びほうけている仲間が沢山いました。

しかし、ほんの一握りの学生グループは朝早く登校し、教室にこもり勉学に精を出し、夜一番遅く下校すると言う猛勉強組もありました。

その一群の学生達は国家試験を、目指している人達でした。法学部の学生は司法試験を、商学部、経営学部の学生は公認会計士二次試験と税理士試験を目指していました。先輩に説教されて、初めて、在学中に筋の通った勉強をしなければ大学四年間が無駄に成ると思い、意を決して公認会計士二次試験と税理士試験の勉強を始めました（高校が普通高校だった為、国家試験の内容が良く理解できていませんでした。）。

当時、塾などは無く、国家試験の試験委員の先生の著書を買って独学で勉強をしました。

図書館や、自習室で法学部の学生と良く口論となりました。我々会計士、税理士受験のグループは、良くソロバンを使っていたからです。ソロバンの音がうるさいと言うのがその理由でした。

大学三年の夏、初めて税理士試験を受験しました。その年12月財務諸表論と事業税の合格通知が届きました。初めて受験して2科目の合格、これですっかり慢心してしまいました。この後全科目終了させるのに大変苦勞致しました。

30歳の時、師事する先生の好意で独立のチャンス頂き、数軒の顧客を頂き独立させて頂きました。先生の御好意には今も深く感謝しています。先生の事務所で働いていた頃は、全てお客様の事は、担当として、まかされておりましたので、特段独立する時不安も心配も無かったのですが、実際独立してみると大違いで大変な違いがある事が分かりました。

独立後、種々苦勞した事、四方八方に心配りをする必要がある事等その当時初めて知りました。試験合格した後しばらく経った頃私が28歳の時結婚し、その後二児に恵まれました

(壮年期)

独立後、無我夢中で働きました。朝早くから夜は遅くまで本当に良くガンバリました。

長く仕事をお客様から頂戴して、つくづく感じた事がございます。仕事を通じてお客様から教えられる事が多かったと言う事であります。種々な事を教えて頂きました。

顧客様から、報酬を得て仕事をする訳ですが仕事を通して、或は仕事の合間に教えて頂いた事への授業料を本来支払うべきだな!と思う事が多々ありました。支払っていたら、生活ができなくなりますので御勘弁願って今日まで来てしまいました。が……。

(老年期)

私は昭和13年2月19日生れの虎歳であります。還暦を過ぎて60歳代後半になってしまいました。本来ならば、そろそろ引退を考える年頃なのでしょうが“もうしばらく”ガンバッテから考えようかと思っております。

少しずつ仕事を減らし、健康で元気で長生きをしようと思っております。

長男が無事登録を済ませる事ができましたので先ずは肩の荷を降ろす事ができました。

(結び)

業界の片隅に在席させて頂き、何とか今日までつつが無く過させて頂きました。

改めて、今60有余年の我が人生を振り返って見ますと、人柄の良いお客様に恵まれ、事務所の従業員に恵まれ、本当に良い人々との出会いで私の人生は色どられ、恵まれ、助けられて参りました。満感の意味を込めて感謝の気持で一杯であります。



人に恵まれた人生

岡田 和 教

足跡という題で原稿を依頼され、さて何を書けばいいのかと過去を振り返ってしばしボーっと考えました。昨年の12月で54歳になりました。一言で振り返れば、自分は人に恵まれた人生だったと思います。

税理士になろうと思ったのは22歳の時。日本橋の丸善で偶然に1冊の本に出会いました。その本は、横山和夫先生の「税理士へのすすめ」(書名は今となってはすこしあやふやですが)。本の中には横山先生や事務所の所員のかたが、昼間働き、夜勉強して、会計士や税理士になったという話が載っていました。そして、頑張れば、2年で税理士試験に合格すると書いてあったのです。私はこの2年という年数に強く惹かれました。私もその当時、昼間は会社に勤め、夜は大学に通っていました。体力には自信があり、2年の試験勉強で受かるなら、大学を2浪したと思えばいいと簡単に考えたのです。

偶然手に取った1冊の本がきっかけで、税理士というものがどういうものかも良く知らずにこの道に入ったわけです。今から落ち着いて考えてみれば、年数の2年という文字だけでなく、税理士とはどういうことをする職業なのかを良く読めばよかったと思います。

数週間後、勤めていた会社の上司に、税理士を目指したいという自分の希望を話し、退職を願い出ました。突然のことなので、上司、役員、社長には、大変迷惑を掛けたのですが、それもいいだろうと快く承諾して頂けました。

進路の決まった私は、同期入社の商業高校を卒業した友人から、高校の時の教科書を譲り受け、

簿記3級の勉強から始めました。同時に会計事務所に就職すべく、会計事務所回りをしましたが、応募するところすべて、簿記、会計の知識、経験がないということで断られてしまいました。最初の1、2軒日は、確かに知識も経験も無いから仕方ないと思いましたが、応募先ごとに何回も履歴書を書き直していると、さすがに落ち込み、大きな壁にぶつかったように感じました。

不安を抱え、ある日訪ねた大きな会計事務所では筆記試験(ソロバン、簿記、一般常識)と面接試験を受けました。受験者は総勢15人ぐらい。まずソロバンの試験、おそらく1級程度の試験問題だったと思いますが、計算していく途中でマイナスになってしまうのです。自分で買った問題集ではマイナスになることは1度もなく、マイナス時のやり方などは知るすべもありません。そこで、10問全部は到底無理、1問だけでもと一生懸命やったのですが、やはりマイナスのところで行き詰まってしまいます。それでもマイナスの部分だけ後で筆記計算しようとしたのですが、これも桁が多いのと、何回も出てくるので結局、出来ずじまいでした。

そこで、仕方なく手を挙げて、試験監督官に今まで計算機を使っていたのでソロバンが出来ないのですがと話したら、名前だけ書いておけばいいと言われました。この時の情けなさといったらありません。

でもその試験監督官が、彼は会計の勉強やソロバンはやっていなかったのに、試験の成績は話にならないけど、一生懸命だし、必死でやろうとしているので是非採用してやってほしいと所長に進言してくださったそうです。そして、他の試験監督官の税理士、会計士の方も同調してくださったそうです。それで所長の先生が「君は簿記の試験は100点満点中10点だが、一生懸命だから採用する」とおっしゃってくださったのです。

自分では100パーセント駄目だと思っていたので、採用と聞いて今までの暗い気持ちが一気に晴れ、夢がかなうような感じでとても嬉しかったです。そして、一生懸命やって早く皆に追いつき、税理士になるのだと決めました。またなれると思いました。

けれども、勤務した後もソロバンもできない、簿記も分からない、税法はなおさら聞いたこともないという有り様でした。が、ここでも同僚に恵

まれ、昼休みに毎日毎日、ソロバンのやり方や、簿記、税法について基礎の基礎から教えてもらい本当に助かりました。

ここで人生忘れられないことの1つの出来事がありました。それは、この年の8月に税理士試験の簿記論を受験したのですが、試験問題の問題が分からなかったのです。いままでの経験で解答が分からないということはありませんでしたが、問題が分からないというのは初めてでした。2時間の間、何度も何度も問題を読み直しましたが、問題の意味が全く分かりませんでした。帰り道、ショックで試験場の拓殖大学から茗荷谷の駅までどのように歩いたか覚えていません。今なら、税理士試験を受ける方が無茶だったとわかるのですが…。

そんなことがあり、このままではだめだと、夜遅くまで残業をし、家に帰ってから、ソロバンと簿記と財務諸表論を勉強しました。そして、翌年簿記論と財務諸表論を受験すべく頑張ったのですが、答案練習では100点満点のうち30点ぐらいしか採れません。毎日が真っ暗で、8月の試験だけは受けて、だめなら違う道に進もうかとも思いました。落ち込んで大学時代の友達に電話をすると、友達は一言、「大丈夫だよ、岡田ならやれるよ」と言ってくれました。すっかり自信をなくし、自分だけが世の中から置いてきぼりにされているように感じていたので、その一言がうれしく、幾分か自分を取り戻し、今度の試験だけは頑張ろうと思えるようになりました。

そして、8月に簿記論と財務諸表論を受験しました。簿記論は時間が足りなくて、最後までいかず、財務諸表論は試験中に睡眠不足のせいか、生まれて初めて眠ってしまい、答案用紙にインクのしみを5センチ四方作ってしまいました。

こんな状態ですから、結果も当然だめだろうと諦めていました。ところが運が良かったのか、神風が吹いたのか、簿記論、財務諸表論の2科目とも合格したのです。

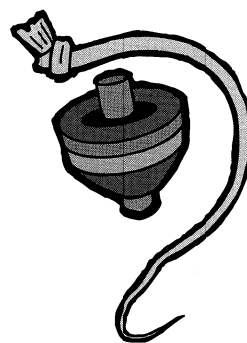
29歳で独立開業、当初は顧問先も2件しかありませんでした。このとき応援してくださったのが最初に勤務した会社の上司や社長です。顧問先や仕事を見つけてきてくださったり、事務所の家賃や生活費まで心配してくださったのです。今でも本当に感謝しております。

独立して1年後、胃潰瘍と十二指腸潰瘍になり救

急車で運ばれてしまいましたが、翌日自主退院して、顧問先の病院で入院治療しながら、仕事をさせてもらいました。その後も、緑内障のはしりの高眼圧になったり、2年前には、狭心症になったり結構病気をしていますが、顧問先、職員、友人、家族に助けられて、ここまでやって来られました。

6年程前、支部幹事をさせて頂きましたが病気になる、1期だけで辞任せざるを得なくなってしまうことが非常に申し訳なく思いますと同時に残念で仕方ありません。これからは、ペースダウンして無理をしないで、病気をしないようにすると同時にいくらかでも、皆様にお返しができるように頑張りたいと思います。

最後になりますが、私は税理士になってよかったと思っています。というのも「人は石垣、人は城」と言われますが、社長や従業員の知識、判断、人間性でその会社の経営が大きく変わり、それが数字となって、会社の財産・損益状態に反映されるのが実感出来ること。そして、社長と共に考え、意見交換をすることにより、自分の知識の足りないところや、全く違った角度からの視点が分かったりするので一緒に進歩・発展することができること。また、クライアントからの相談に対し、相手の立場に立って、一生懸命に情報収集し、考え、進言したことが採り入れられ、問題が解決し、喜んでもらった顔を見たときは、税理士冥利につき、税理士になって本当に良かったと思います。若かりし頃、偶然手に取った1冊の本に導かれて入ったこの道をこれからも1歩1歩しっかりと進んで行きたいと思います。



各部だより

〔総務部〕

支部幹事会報告（主要事項）

第3回幹事会

日時：9月9日（木）午前10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催日時および提案議題の策定

①日本橋税務署 第27回定例連絡協議会
10月19日（火）

②中央都税事務所との税務懇談会
11月18日（木）

- (2) 常会開催日時および運営方法
10月19日（火）午後1時～2時

- (3) 新入会員説明会開催日時および運営方法
10月5日（火）午後2時～
9/1新規登録19名を含めて開催

- (4) 忘年会、新年賀詞交歓会の開催日時の件

①忘年会
12月14日（火）午後5時30分～
従来の新年会のように、幹事会の終了後に簡単に支部会議室で行うこととする

②新年賀詞交歓会
平成17年1月25日（火）午後5時00分～
従来の忘年会の方式で行うこととする

- (5) 支部役員選挙管理委員会委員の選任の件
小林 進会員、板橋則雄会員、岡田和教会員
- (6) 支部役員推薦委員の選任の件
増田昌弘会員、神作 亨会員、岩波 一会員、
宮田育三会員

- (7) 日本橋税務署との拡大定例連絡会の開催
日時：9月16日（木）午前10時30分～
場所：日本橋税務署6F会議室

- (8) 第一ブロック支部連絡協議会実施の件

- (9) 税務経営指導所と署との個人記帳指導の件

第4回幹事会

日時：10月18日（月）午前10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催日時および提案議題の確認

①日本橋税務署 第27回定例連絡協議会

②中央都税事務所との税務懇談会

- (2) 常会開催日時および運営方法の確認

- (3) 税を考える週間行事相談会場の確認及び要員数等の策定

- (4) 納税表彰式典参加役員の確認

- (5) 平成16年度確定申告無料相談、商工会議所、法人会税務相談担当者募集の件

第5回幹事会

日時：11月17日（水）午前10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 税理士記念日、確定申告無料相談担当者の決定の件

（敬称略、順不同）

○税理士記念日担当者

午前 中島美和、若狭茂雄、浅見達雄、
福本光男、木下純一

午後 坂下眞一郎、高橋 保、嶋本欣也、
下村信義、秋元玲子

○確定申告無料相談担当者

月日（曜） 責任者 担当会員

3. 1（火） 成田一正 赤根 豊、藤本龍郎、
猪股正明

3. 2（水） 中島美和 山崎 健、牛田雅志、
皆平弘一

3. 3（木） 中島美和 雨宮雅夫、萩原純子、
渡辺春樹

3. 4（金） 浅野汜子 伊藤 孝、二瓶正之、
結城昌史

3. 7（月） 吉村博一 岩本忠司、赤坂光則、
高山秀三

3. 8（火） 池上悦次 村田 裕、桜井利一、
浦川 譲

3. 9（水） 池上悦次 金 佳子、佐野典子、
板橋則雄

3.10（木） 高橋 保 太田榮一、蟻坂欣一、
濱川久子

3.11（金） 池田明治 門脇 博、赤坂光則、
嶋本欣也

◎連絡責任者

中沢 勇、福岡敏郎、星野光一郎、
若狭茂雄、大澤昭人

(2) 広域還付相談会派遣者決定の件

会場 東京駅動輪の広場

①2月1日(月) 9名

佐藤嘉光、岩田浩一、岩本忠司
金 佳子、財津良子、佐々木則司
二瓶正之、藤本毅郎、渡辺春樹

②2月15日(火) 8名

猪股正明、岡田 進、佐野典子
三森 武、村田 裕、山口春子
結城昌史、若狭茂雄

(3) 中央都税事務所との税務懇談会実施の件

(4) 日本橋税務署との定例連絡会(12/7)の件
署側は副署長以上、支部側は支部長、副支部長(5) 忘年会(12月14日(火))、新年賀詞交歓会
(平成17年1月25日(火))の件(6) 八団体主催新年賀詞交歓会(平成17年1月27日
(木))出席依頼(7) 支部総務部パソコンの購入および修理、予備
費使用の件

パソコン購入費217,350円、修理費264,600円に
つき予備費より支出

(8) 所得税確定申告期の無料相談実施の広告活動
について

経営指導所の予算で新聞に折込広告をする。
内容は本会の指導細則により、配布エリアは日
本橋地区をカバーすること、配布エリアが他支
部地区にかかる可能性もあり、あらかじめ他支
部へ連絡しておく

(9) ①青色申告会との二者協定について

イ.日本橋青色申告会は、社団化されてい
ないので協定を結ぶ必要がない。

将来、社団化されたら検討する。

ロ.青色決算書は局の通達により税務書類と
されているので本会及び局へ意見を述べ
る

②岩波一相談役が本会の副会長へ立候補する
こととなったので、日本橋支部として推薦
決議をお願いし、承認された。

第6回幹事会

日時:12月14日(火)午後4時30分~5時30分

1.決議事項

- (1) 新年賀詞交歓会(平成17年1月25日(火))の件
- (2) 日本橋税務署への新年挨拶の件

(3) 法人会との税務相談会について

法人会より平成17年4月より毎週1回予約制の
無料相談を実施して欲しいとの要望有。受入は
承認したが、回数については要検討。

(4) 事務局年末年始の件

年末、12月28日まで
年始、平成17年1月5日より。

(5) 事務局職員就業規程一部追加の件

(6) 平成16年確定申告期、税務署閉庁日における
無料相談の件(敬称略、順不同)

平成17年2月20日(日)

午前 浅井光政、福本光男

午後 木下純一、高橋美津子

平成17年2月27日(日)

午前 蟻坂欣一、若狭茂雄

午後 中島美和、大矢勝昭

(7) その他

税理士証票の確認は平成17年3月15日すぎに実
施する予定

日本橋税務署との拡大定例連絡会

日時:9月16日(水)午前10時30分~12時

場所:日本橋税務署6F会議室

日本橋税務署第一統括以上と日本橋支部幹事会
構成メンバーとの合同意見交換会が行われた。

1.税務署からの連絡事項

(1) 管理部門

電子納税の利用拡大について

(2) 徴収部門

新規発生滞納の未然防止について

(3) 個人課税部門

消費税の新規課税事業者を対象とした説明
会の開催案内

(4) 源泉所得税部門

源泉所得税の未納照会の回答について

(5) 総務課

電子申告・納税システムに関する意見交換

2.税理士会からの連絡事項

支部常会

日時:10月19日(火)午後1時~2時

場所:日本橋税務署6F会議室

1.支部長挨拶

2.日本橋支部最近の状況について

3.各部からの報告

4.各委員会からの報告

5.理事会からの報告

日本橋税務署との定例連絡会

日時：12月7日（火）午前10時30分～12時00分

場所：日本橋税務署6F会議室

日本橋税務署幹部と日本橋支部幹部との意見交換会が行なわれた。

日本橋税務署からは、次のような連絡事項が伝えられた。

(1) 個人課税部門

イ) 青色決算説明会

①日程：平成16年12月8日（水）・9日（木）

いずれも午後1時30分～4時30分まで

②会場：日本橋税務署6階会議室

③内容：青色決算書の作成要領・消費税のあらまし、計算に伴う記帳要領、年末調整の仕方

ロ) 所得税の確定申告書の発送

発送日：平成17年1月21日（金）を予定

ハ) 確定申告期の広報について

①全戸配布のチラシ（京橋署と同一）

②区報への掲載（例年と同様、2/5）

③税理士会の行う無料相談

ニ) 閉庁日の対応について

①日程：平成17年2月20日（日）・27日（日）

②会場：東京国税局1階 午前9時～午後4時

③業務：申告書の作成指導・申告書の収受・各種用紙の交付

④非業務：納税証明書の発行・現金領収・内部事務・電話相談

ホ) 平成16年分所得税等の振替納付日について

①所得税第3期分：平成17年4月19日（火）

②消費税（個人事業者）：平成17年4月26日（火）

ヘ) 各種用紙について

①申告期間中は1階で申告書用紙を配布（無人）

②その他の不足用紙はインターネットで入手可能

③用紙のアウトプットはカラー印刷

(2) 資料情報担当

法定調書の提出期限 平成17年1月31日（月）

(3) 資産課税部門

イ) 平成16年分所得税確定申告（譲渡所得関係）、贈与税確定申告用紙の発送について

日程：平成17年1月21日（金）

ロ) 資産税関係添付書類一覧表について

ハ) 株式等売却された方へのチラシについて

株式等譲渡課税についてのチラシを作成した

(4) 総務課

イ) 税理士の皆様ご自身によるe-tax利用の拡大

ロ) 実態確認について

ハ) 新書面添付制度について

日本橋支部からは、現在の支部運営状況が報告され、意見交換が行なわれた。

[研修部]

平成16年度研修会報告

平成16年9月27日

1.テーマ 外形標準課税について

2.講師 小石川支部会員 多田 雄司氏

3.会場 中央区役所8階会議室

4.出席者数 45名

平成16年10月4日

1.テーマ TAINS及びインターネットの上手な使い方

2.講師 大森支部会員 依田 孝子氏

3.会場 日本橋支部会議室

4.出席者数 35名

平成16年10月19日

1.テーマ 法人税・源泉所得税・所得税・資産税の改正点

2.講師 日本橋税務署 担当官

3.会場 東実健保会館

4.出席者数 110名

平成16年11月1日

1.テーマ 会社法現代化セミナー

2.講師 社）日本経済団体連合会 阿部泰久氏

3.会場 ニッショーホール

4.出席者数 52名

平成16年11月2日

1.テーマ 年末調整

2.講師 日本橋税務署 担当官

3.会場 東実健保会館

4.出席者数 159名

平成16年11月19日

1.テーマ 電子納税に関する説明会

2.講師 国税局、東京税理士会情報システム担当常務理事

森谷 修一氏

日本橋支部情報システム委員

秋元 玲子氏

3.会 場 東実健保会館

4.出席者数 42名

平成16年11月22日

1.テーマ 平成17年度税制改正と金融所得
一体課税の見通し

2.講 師 税理士 平川 忠雄氏

3.会 場 日本橋社会教育会館

4.出席者数 59名

平成16年12月16日

1.テーマ 紛議調停の現況について
税賠事件の現状と対策2.講 師 東京税理士会紛議調停委員長
唐川 満氏

鳥飼総合法律事務所

弁護士 内田 久美子氏

3.会 場 東実健保会館

4.出席者数 41名

[組織部]

10月5日の新入会員業務説明会において、新入会
員をいれた新しい緊急連絡網を作成し配布した。

[厚生部]

〈野球部〉

平成16年9月からの活動状況についてご報告いた
します。

◎平成16年9月14日（火） 第一ブロックリーグ麻
布支部

	1	2	3	4	5	計
麻 布	4	0	2	4	0	10
日本橋	6	9	0	0	×	15

1回表先頭打者にホームランを打たれ、その後も
立ち上がりを攻められ、ヒットなどで4点を先制さ
れましたが、その裏に相手ピッチャーの乱調につ
け込み1番から8番打者まで連続出塁し、6点を奪い
逆転しました。2回裏もフォアボール、ヒット等で
10人連続出塁して9点を取りました。

秋季支部対抗野球大会を目前にした試合で新戦
力を試した為、大味な試合となりましたが勝利す
ることができました。

◎平成16年9月24日（金） 支部対抗1回戦 武蔵

府中支部

	1	2	3	4	5	計
日本橋	9	6	1	1	0	17
武蔵府中	1	0	0	0	0	1

1回表相手投手の乱調につけ込み、1番打者から9
人連続して出塁し9点を奪い、2回も渡辺選手の2塁
打、山科選手、福本選手のヒットなどで6点を奪い、
3回には大澤選手のホームランも出て、一方的な試
合展開で勝利しました。

◎平成16年9月24日（金） 支部対抗2回戦 玉川
支部

	1	2	3	4	5	6	計
玉 川	0	0	0	0	2	0	2
日本橋	3	2	5	0	5	×	15

1回裏引地選手の内野安打、盗塁、渡辺選手の2
塁打などで3点を先制しました。さらに2回も3安打
で2点、3回には渡辺選手、大澤選手、福本選手の3
本のホームラン、坂下選手の3塁打など長打が出て
5点を奪い、5回も引地選手のヒット、深津選手の
ホームラン、渡辺選手、赤根選手の2塁打などで5
点を取り試合を決めました。ピッチャーは1、2回
戦を通じて先発の渡辺選手、中継ぎの大澤選手、
抑えの櫻井選手がそれぞれの分担をしっかりと果た
して完勝することができました。

◎平成16年10月1日（金） 支部対抗3回戦 品川
支部

	1	2	3	4	5	6	計
品 川	0	0	0	1	0	1	2
日本橋	2	2	1	0	0	×	5

1回裏引地選手のヒット、深津選手のデッドボー
ルを活かして、櫻井選手のヒットで2点を先制し、
2回裏も中島選手のフォアボール、坂下選手の2塁
打で2、3塁の場面を作り、引地選手のセンターフ
ライで中島選手がタッチアップして1点を奪い、櫻
井選手の2塁打でもう1点を取りました。3回も赤根
選手、福本選手の連続ヒットで駄目押しの1点を取
りました。ベスト8進出を決める大事な試合でそつ
なく得点し、先発ピッチャー渡辺選手が3回をヒッ
ト2本に抑え、2番手大澤選手も3回を2点に抑え、
今期のベストゲームで勝利することができました。

◎平成16年10月1日（金） 支部対抗4回戦 麴町支部

	1	2	3	4	計
日本橋	2	0	0	0	2
麴町	8	8	0	×	16

大会2連覇中の麴町支部とベスト4進出をかけての対戦となりました。1回表デッドボールで出塁した引地選手が盗塁し、櫻井選手のライト前ヒットで先制点を取り、さらに渡辺選手の内野安打でもう1点を取りましたが、1回裏連投となる渡辺選手が、麴町支部を意識しすぎた為か1アウトの後3連続フォアボールを出し、野手のエラーもあり8失点を喫しました。その後も流れを変えることはできず、2回裏もフォアボールにヒットを絡めて8失点となりました。日本橋支部の自滅的な展開となつてしまい悔いの残る敗戦でした。

◎平成16年11月5日（金） 第1ブロックリーグ納会

第1ブロック6チームの野球部役員が集まり、今シーズンのリーグ戦の成績を発表し、試合を振り返り、来年の抱負を語り合いました。

支部対抗で日本橋に勝ち、その後も準決勝、決勝と勝ち続け大会3連覇を果たした麴町支部がリーグ戦でも優勝し、日本橋支部は残念ながら1勝4敗の6位となりました。

◎平成16年12月5日（日）、6日（月） 納会旅行

今年一年間の野球部活動の反省、慰労、そして来年のさらなる健闘の為、厚木市の飯山温泉にて野球部納会を行いました。

翌日は大厚木カントリークラブで、ゴルフコンペを行い、初参加の赤根選手が野球同様豪快にかつ飛ばし優勝しました。

野球部では新入部員の募集を行っています。年齢、野球経験の有無は関係ありません。練習や試合後の一杯は格別です。ぜひご連絡ください。

（キャプテン 井上眞一 記）

＜ゴルフ部＞

第249回T.N.G会は10月6日（木）、龍ヶ崎カントリー倶楽部で参加者20名、新ペリア方式で開催されました。結果は、厚生部の今回幹事である村松先生が優勝し、厚生部幹事の連覇達成となりました。以下、2位木下先生、3位菅原先生という結果でした。2004年の最後となる第250回T.N.Gは姉ヶ崎カントリー倶楽部において11月18日（木）に開

催されました。朝から心配された天気も何とか持ちましたが、参加者が11名と少なくやや寂しいコンペとなりました。248回優勝の（私）坂下からの3連覇を狙った厚生部幹事、吉村先生が大健闘しましたが、残念ながら準優勝となり厚生部幹事の3連覇はなりませんでした。優勝は安藤先生、3位は横田先生という結果でした。次回、第251回T.N.G会はさくらの咲く頃の開催を予定しております。2004年は新ペリア方式で行いましたが、ハンディ方式による開催希望の声もあり、現在、変更を含め種々の検討をしております。これからも会員皆様の要望に応えるべく運営したいと思っております。皆様の多数のご参加をお待ちしております。

＜テニス部＞

テニス部では、繁忙期を除き月1回の練習会を開催しています。夕方6時から2時間、品川プリンスホテル裏のインドアコートで、プロのコーチをお願いして心地よい汗を流しています。もちろんアフターテニスも含め、仕事の相談やクライアントに対する愚痴など、懇親を深めチームワークは最高です。興味のある方は是非ご参加ください。

【今年の試合予定】

5月10日（火）東京税理士会春季大会

（予備日5月17日）

10月12日（水）東京税理士会支部対抗戦

（予備日10月19日）

11月4日（金）東京税理士会秋季大会

（予備日11月8日）

（中島美和 記）

＜歌舞音曲部＞

第19回カラオケ発表会は、いつもの東税健保会館で平成16年10月23日（土）、出演者21名、ゲスト出演にラス・クラベレス総勢7名の華やかなフラメンコが加わり、来客100余名の声援を得て、賑やかに催されました。これも支部会員皆様の絶大なる御協力あってこそと衷心より感謝申し上げます。

今年も来る10月15日（土）、同じく東税健保会館で開催することになりましたので、引き続き御協力の程お願い申し上げます。

尚毎月第2火曜日に専用カラオケ室で例会を行っていますので歌の好きな方は是非御参加下さい。

（中島重敏 記）

[綱紀監察部]

12月13日に東京税理士会において、ブロック綱紀監察合同会議が開催されました。

出席者は会長、本部役員、24支部の支部長と担当者、及び東京国税局より税理士監理官他、24税務署の担当者等の参加により百数十名の会議となりました。

議事は綱紀及び監察に関する報告と方針の詳しい説明が各部と東京国税局、税務署よりありました。又になせ税理士防止、使用人の監督等についての提言がされました。

綱紀監察についての問題の基本は税理士本人の自覚による品位保持であります。又高齢会員の長期療養による資格等の問題については、支部によ

る相互扶助によって解決をはかることが要望されました。

11月29日に支部と署との綱紀監察連絡協議会がありました。日本橋税務署からは工藤副署長、鳥海課長補佐が出席され、支部からは部員全員の参加によって「になせ税理士への対応」「綱紀の保持について」等が話われましたが、この内容は前述のブロック会議の報告によらせていただきます。

これからの予定

◎税理士証票及び会員章（バッジ）の点検を支部事務局で実施します。日時等は別途案内状を発送いたします。（確定申告期限後3月31日迄の間）

[渉外対策部]

法人会、商工会議所及び日本橋税務署からの依

ここが旨い

たぬき鮓

日本橋にある多くのお店を食べ歩き、私の最もお気に入りの鮓屋さんをご紹介します。

人形町交差点から江戸橋に向かって3〜4分みずほ銀行/小舟町支店の2本手前を右に曲がり5・6軒目にその店があります。

創業は昭和32年とか。入り口は地味な造りですが、奥に広く長く情緒ある佇まいが素敵です。

仕事で頭も神経も疲れきったときに行きます。ご主人の薦めるその日々の活きのよいネタは絶品で目の前で摺り下ろした生ワサビのツウンとする香りも楽しみながら、私は至福のときを味わいます。

ネタのよさ、大きさも充分でお値段も手頃です。なぜかこの店には外国人のお客様も多いのは、ビジネスのご接待なのでしょうか？寿司好きな方は一度、食べてみる価値があります。

住 所 日本橋小舟町9-12

電 話 03-3661-1939

営業時間 11:30〜14:00 17:00〜22:00

予 算 ランチ 1200円より

ディナー 1万円前後

浅野汜子 提供

CASSADOLE (スイス・フランス料理)

カサドール

人形町交差点から水天宮方向に1分、パン屋さんの角を左に曲がって3軒目にあります。

落ち着いた上品な雰囲気とホテル並みのサービス、しかもたいへんに美味しくランチは（前菜）（メイン）（デザート）（コーヒー）で950円と信じられない値段におどろきます。

普通は食事してから喫茶店でコーヒーを飲み昼時には相席もあり・・・それが1軒のお店でゆっくりと食事してお茶をいただけます。

すでに最良にしていられる先生方も多く、時々お目にかかることもあります。

ディナーも「フレンチ・魚・肉・フォンデュ」等スマートなサービスと確かな味の、ディナーが堪能できます。近くの穴場といえるでしょう。

住 所 日本橋人形町2-6-12

電 話 03-3666-8856

営業時間 ランチ 11:30〜14:00

ディナー 17:30〜21:00

定休日 日・祭日

ラ ン チ 950円（オードブル・メイン・パン・コーヒー）

ディナー 3850円〜

浅野汜子 提供

頼を受けて、税務相談及び改正税法説明会、決算説明会等のための会員派遣を次のとおり実施しました。

○税務相談

日本橋法人会からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
平成16年10月12日(火)	日本橋署6F	後久 亮
11月 9日(火)	〃	松丸洋行
12月 8日(水)	東実健保会館	赤坂光則

東京商工会議所本部からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
平成16年10月 1日(金)	中企業相談センター	青木久直
10月22日(金)	〃	高橋美津子
11月12日(金)	〃	〃
12月 7日(火)	〃	〃

○税法説明会、青色決算説明会

日本橋税務署からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
平成16年12月 8日(水)	日本橋署6F	井上健治
12月 9日(木)	〃	〃

(池田 記)

[法対策委員会]

1.東京税理士会法対策委員会と支部法対策委員会との合同会議が下記のとおり行なわれました。

開催日 平成16年10月20日(水)

場 所 税理士会館4階会議室

出席者 池田法対策委員長、中沢法対策委員
福岡法対策委員

議 題 1.本会法対策委員会から支部法対策委員会への平成16年度の課題検討の依頼及びその趣旨説明

2.本会法対策委員会からの報告事項について

2.支部法対策委員会等における課題検討の結果報告について

上記1の合同会議で、検討依頼のあった統一課題は、

(1) 「税理士法改正項目に関する検討について」

① 「補助税理士」の在り方

② 税理士と法人制度

③ その他改正が必要と考える項目

(2) 「会計参与制度に関する検討について」

でありましたが、10月18日開催の支部幹事会で予め送付のあった原案により、幹事の方々に意見提出を依頼した。

11月25日に委員3名にて、提出があった意見の取りまとめ整理を行い、同日東京税理士会へ報告しました。

皆様から多数の御意見、御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

なお、前記統一課題(1)(2)の他に、課題(3)「平成18年度税制改正及び税務行政に関する意見」課題4「その他」がありましたが、今回は任意提出となっておりますので、その提出を見合えました。

(池田 記)

中央都税事務所からのお知らせ

★1月は、償却資産の申告月です。

固定資産税は、土地や家屋のほかに、償却資産(機械や備品などの事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している資産を、申告していただくことになります。

申告期限は平成17年1月31日(月)です。期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

申告についてご不明な点がありましたら、お近くの都税事務所にお問い合わせください。

○償却資産とは…

法人や個人の事業者で工場や商店などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等をいいます。

(例:パソコン、コピー機、ルームエアコン、看板など)

○申告を必要とする方

毎年1月1日現在、償却資産を所有している方

○申告先

資産が所在する区の都税事務所

○申告期限

平成17年1月31日(月)

★住宅用地の申告のお願い

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地（住宅用地）については、固定資産税・都市計画税の税負担が軽減されています。平成16年中に以下のような変更があった土地を23区内に所有している方は、都税事務所に申告してください。

- ① 住宅を新築・増築した場合
- ② 住宅を全部又は一部取り壊した場合
- ③ 住宅を建て替えた場合
- ④ 家屋の用途を変更した場合
- ⑤ 土地の用途（利用状況）を変更した場合
- ⑥ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合

提出期限は平成17年1月31日（月）です。なるべくお早めに申告をお願いいたします。

★点字で課税の内容をお知らせします

東京都では、目の不自由な方のために、納税通知書に税額等を点字刻印したお知らせを同封しています。対象となる税金は「自動車税」「個人事業税」と、23区内の「固定資産税・都市計画税」です。2月末日までにご連絡いただければ、平成17年度分から点字のお知らせを同封します。

ご希望の方は、東京都主税局相談広報係（電話 03-5388-2924）までご連絡ください。

なお、既にご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【問い合わせ先】

総務部総務課相談広報係

電話 03-5388-2924

中央都税事務所総務課相談広報担当

電話 03-3553-2151

支部会員異動のお知らせ

平成17年1月1日現在
(16年9月16日～17年1月1日)

〈入会〉

9月27日 小泉 大輔 〒103-0028
八重洲1-7-7
吉川ビル6階
TEL 3231-0585

9月27日 坊山 由美 〒103-0027
日本橋1-2-2
親和ビル8階
古藤田えみ税理士事務所
TEL 3510-6288

10月 6日 大久保達弥 〒103-0002
日本橋馬喰町1-12-2-608
TEL 3663-3390

10月20日 鈴木 雅人 〒103-0028
八重洲1-4-21 共同ビル
藤間秋男税理士事務所
TEL 5201-6555

TEL 3669-7830

10月22日 石村 満彦 〒103-0002
日本橋馬喰町1-12-7
シティハイツ日本橋405号
TEL 5651-9268

11月 1日 村上 康夫 〒103-0027
日本橋2-15-8
紅葉川ビル5F
TEL 5299-3630

11月 1日 播間 匡広 〒103-0027
日本橋2-15-8
紅葉川ビル5F
村上康夫税理士事務所
TEL 5299-3630

12月13日 須貝 信 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング
16階
税理士法人平成会計社
TEL 3231-1858

12月13日 糸井 順子 同 上

12月13日 岩城 弘明 同 上

12月13日 大村 圭一 同 上

12月13日 小形 聡 同 上

12月13日 北島 亜紀 同 上

12月13日 栗原 猛 同 上

〈転入〉

9月21日 松本 浩之 〒103-0028
八重洲1-4-21 共同ビル
藤間秋男税理士事務所
TEL 5201-6555

9月30日 河本 幹正 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-17-2
ライオンズマンション日本橋
613号

12月13日 小泉 秀樹 同 上
 12月13日 須江 俊明 同 上
 12月13日 関戸 裕子 同 上
 12月13日 高山 温子 同 上
 12月13日 中田 博 同 上
 12月13日 中津 正憲 同 上
 12月13日 藤澤 尚範 同 上
 12月13日 三品 貴仙 同 上
 12月13日 弓岡 万洋 同 上

〈法人転入〉

12月13日 税理士法人平成会計社
 〒103-0027
 日本橋1-4-1
 日本橋1丁目ビルディング16階
 TEL 3231-1858

〈転出〉

立原 将喜 板橋支部へ
 島田 勝弘 京橋支部へ
 荻野 孝 京橋支部へ
 岩野 慎治 四谷支部へ
 工藤 正昭 品川支部へ
 峯本 創生 四谷支部へ
 三神 純 神田支部へ

〈退会〉

溝口善次郎 業務廃止
 渡邊 善清 東京地方会へ
 三宅 正一 業務廃止
 細野 矩男 東京地方会へ

〈事務所変更〉

森 一郎 〒103-0028
 八重洲1-5-7
 MBR97ビル5階
 森 助紀 〒103-0028
 八重洲1-5-7
 MBR97ビル5階
 山本 茂朗 〒103-0028
 八重洲1-5-7
 MBR97ビル5階
 丹羽 正裕 〒103-0022
 日本橋室町3-2-9
 駒井ビル7階
 倉見 義弘 〒103-0027
 日本橋1-2-16
 BlueMark83ビル2F

TEL 3243-0020

谷垣 禎一 〒103-0022
 日本橋室町2-5-13
 三井第5別館502

林 孝子 〒103-0021
 日本橋本石町4-5-8
 京央会館

東原 豊 〒103-0016
 日本橋小網町1-13
 チェスターコート日本橋1104号

佐藤正之助 〒103-0016
 日本橋小網町13-8
 安田小網マンション504号室

笠倉 純二 〒103-0022
 日本橋室町2-5-8

ちょっとひとこと

決済用預金の活用

平成17年4月以降は1金融機関、1預金者について元本1千万円までの保護となります。

支払いに当てるべき預金は、無利息の普通預金、当座預金にすれば全額保護されることになります。

保険料控除領収書

平成17年度税制改正大綱に、確定申告又は年末調整の際に、国民年金保険料の納付証明書の添付等を義務付ける。とある、であるならば顧問先には早めに連絡が必要と思われます。

新潟中越地震の寄附金控除

東京税理士会で呼びかけた「新潟中越地震の義援金」は、「払込票兼領収証」を以って寄附金控除の対象になるようです。

韓流ブーム

2004年は韓流ブームに明け暮れたといっても、過言ではない。その背景にはTVドラマに見る韓国男性の逞しさと、優しさがあると思われる。

心は世界一優しい日本男性の筈。照れず、臆せず、そのやさしさを態度で示してはいかがでしょうか？

『言わなくてもわかる筈』はもう古いです。

パンテオン日本橋三越前802号
TEL 6225-5616

笠倉まさ江 〒103-0022
日本橋室町2-5-8
パンテオン日本橋三越前802号
TEL 6225-5616

渋谷 榮男 〒103-0016
日本橋小網町1-13
チェスターコート日本橋503号

佐藤 弘 〒103-0028
八重洲1-3-19
辰沼建物ビル2階

田中 亀雄 〒103-0028
八重洲1-3-19
辰沼建物ビル2階

〈住所変更〉

中尾 健 〒106-0047
港区南麻布5-2-5-904
TEL 3446-4199

石川 玲子 〒162-0066
新宿区市谷台町16-2 曙ビル401

大久保達弥 〒359-1163
埼玉県所沢市西狭山ヶ丘1-250-1

登山 正夫 〒340-0053
埼玉県草加市旭町5-9-5
TEL 048-942-3138

二瓶 正之 〒343-0851
埼玉県越谷市七左町2-245
TEL 048-989-6457

本橋 誠 〒166-0013
杉並区堀ノ内3-37-16

〈氏名変更〉

11月4日 石川 玲子 (旧姓) 徳永 玲子

謹んでお悔やみ申し上げます。

〈会員死亡〉

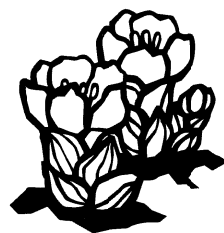
大橋 秀行 (昭和32年8月10日生れ47歳)
平成17年1月1日死亡



＝ 表紙の写真 ＝

佐渡といえば金山やたらい舟を思い浮かべるが、能楽が盛んであることはあまり知られていない。能の「世阿弥」が佐渡に流されたこともあるが佐渡奉行「大久保長安」を初め歴代奉行の庇護を受けてきたためと伝えられている。佐渡両津港の近くに道の駅「佐渡能楽の里」がある。館内1階には3間四方の檜造りの能舞台があり、その舞台ではコンピュータ制御による18体のロボットが能装束を着けて「道成寺」をリアルに演じていた。

2階には「能楽資料館」があり数多くの能面や能装束が展示されていた。その一角に艶やかに飾られた扇のオンパレードを見つけた。扇の老舗「宮脇賣扇庵」の商標「美也古扇」の展示コーナーです。



編集後記

あけましておめでとうございます。

新春に第105号をお届けいたします。

新年号恒例の「年男・年女シリーズ」「研究論文」等ご寄稿くださいました諸先生ならびに、和田署長の皆様には年末年始のご多忙のところご執筆いただきまして有難うございました。

西年で日本経済が大きく羽ばたく年になればと願うばかりです。

本年は、税法はもとより商法改正等もあり、我々業務もより繁忙期に入ります。お体をご自愛いただき次号のご寄稿をお待ちしております。

次号発行予定 17年6月

編集委員 浅野汜子 福本光男 佐々木則司
三輪裕昭 高橋美津子 鈴木 毅
藤山清春

笑顔と感謝の30年

日税グループ



お陰様で30周年

顧問料
の集金

税理士協同組合の報酬自動支払制度

ご利用前…

自動振替は便利だが、

- ・訪問回数が減り関与先が心配するのでは…
 - ・関与先からの抵抗があるのでは…
 - ・値下げのきっかけになってしまうかも…
- といった懸念を少しもっていたが、



ご利用後…

心配は全くありませんでした！
世の中、口振による料金支払いは当たり前。
今では、すべての関与先に拡大しています！



税理士報酬専門の自動集金システムです

実績No.1。全国11,400の税理士事務所でご利用中！(平成16年5月現在)

税理士協同組合
事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/>不動産
の売買

22年の実績と信頼で、不動産案件に守秘・誠実対応！

● 相続申告(広大地評価・鑑定評価・物件調査・延納・物納)

● 相続対策(有効利用・資産の組替え・債務返済・遺言信託)

● 権利調整・土壌汚染調査等

何なりとご相談ください！



税理士協同組合指定会社

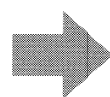
株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>医療
保険

一生涯の安心を…

(病気・ケガの保障を考えたい人へ)

一生いっしょの
保険料保険料が上がらず
割安なまま。一生いっしょの
入院保障保障が一生涯
途切れない。※

一生いっしょの医療保険

EVER

エヴァー

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で保険料が割安！

引受保険会社

アメリカンファミリー生命保険会社
東京第三営業本部第一支社

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階 TEL03-3344-1883

★0歳からの保障 ※「ケガの入院保障は90歳まで」

★1泊2日はもちろん「日帰り入院」から保障

●詳しくはパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ・お申し込み先 ●全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

AFN16-2004-017 3月12日

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

TEL 03-3340-5533

URL <http://www.nichizei.com/khd/>税理士限定
無料メールマガジン

日税グループでは、「今月の経理情報」や「日税マネージメントレポート」等、各種
最新情報を無料配信しています。配信を希望される方は、下記ホームページよりご登
録ください。 <http://www.nichizei.com/mailstation.html>

■日税グループ 東京本社 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

税理士会館 1 階

一層便利に 直営売店

税理士業務に関する第一線のアンテナショップ。



組合員には二つの特典

特典 1

代金後払い
サービス

特典 2

定価の1割引販売
(一部商品を除く)

代金後払いサービスは 電話・FAX・インターネット 購入が対象



<http://www.nichizei.or.jp/tokyo>



03(3354)6446



03(3354)6141

- 書籍・書式、様式類など、いずれも1冊から注文をお受けしています。
- 1回のお買い上げ金額3万円以上は送料無料。●在庫のあるものは翌日配送も可能です。

東京税理士協同組合

税理士会館 1 階 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 TEL 03(3354)6141 FAX 03(3354)6446
<http://www.nichizei.or.jp/tokyo>